


平成 29 年 4 月 10 日

東郷町議会
議長 箕浦 克巳 殿

東郷町議会

滝 石橋 直季 

審査請求趣意書

井俣憲治議員が発行する「東郷町議会議員 第 43 回号 2017 新春 いまたけんじ議会報告」が、平成 29 年 1 月ごろ新聞折り込みを中心に町内に配布された。

また、3 月下旬、東郷町施設サービス株式会社から信頼回復のため当該文書の記載内容に対するコメントが町内に配布された。

文中には、

★事前にも事後にも当社に対し何らの事実確認も頂いておりません。

と指摘されている。

★施設サービス株式会社には、草刈植栽の専門部門がなく落札した案件は、シルバー人材センターに仕事を発注し、費用を“ピンハネ”している。

このことに対し

シルバー人材センターの皆様、お取引の皆様、何より町民へ説明する必要がある。

このように考え書面を作成された。と掲載内容がある。

東郷町施設サービス株式会社は、町出資の会社でありいわゆる第三セクターであるものの、株式会社として町の公共施設の指定管理者としての実態があり、民間人である多くの町民が従業員として働いている。また、東郷町シルバー人材センターにも多くの町民が登録されている。さらには、当該企業の取引先にも町民および関係者が所属していることも考えられる。

東郷町施設サービス株式会社にとっては、指定管理契約更新の重要な時期でもある。

上記の状況を鑑み、

東郷町議会議員政治倫理条例 政治倫理基準

第 3 条 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に違反している疑いがあり、文書発信者である井俣憲治議員に対する審査を求めるものである。

以 上